

消防だより

令和3年(2021年)
9月末現在の出動件数

有田川町消防本部 ☎52・5950
吉備金屋消防署 ☎52・5950
清水消防署 ☎25・1243

火災 : 19件
救急 : 913件
救助 : 4件

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

秋季全国火災予防運動を実施

これからの季節は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。そこで、毎年11月9日から15日まで「秋季火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災予防への心構えを呼びかけることで、火災の発生を防止し、火災による被害を防ぐことを目的として、毎年全国各地に実施されています。当消防本部では、各種広報活動や火災防訓練の実施を予定しています。

令和3年度(2021年度)の全国統一防火標語は「おうち時間家族で点検火の始末」です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、自宅で過ごす時間が多くなりました。住宅火災の発生や逃げ遅れを防ぎ、命、財産を守るため日頃から火の元には十分注意してください。

第10回「防火の詩」募集

今年度も火災予防啓発の一環として、皆さまから火災予防に関する「標語・俳句・短歌・川柳」を募集します。日頃の生活の中で火災予防を呼びかける標語など、形式・様式に特に決まりはありません。入選された方には記念品を贈呈します。

●対象 / 町内に在住または在勤されている方

●応募方法 / 住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・職業(会社名、学生の場合は学校名)を明記の上、郵送またはEメールでご応募ください。

●郵送の場合
〒643・0811
有田川町庄1042番地
有田川町消防本部 予防課
「第10回防火の詩」応募係
Eメール

fire119@town.aridagawa.lg.jp

●締切日 / 12月3日(金)

●その他

・入選作品の発表は町ホームページで行います。
・応募作品の著作権は当消防本部に帰属し、原則返却はしません。また、作品の著作権に関するトラブルなどの責任は当消防本部では一切負いかねるのでご了承願います。

旧規格消火器は

令和3年12月31日までに交換を

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物などで、旧規格の消火器は令和3年(2021年)12月31日(金)を過ぎると消火器として認められなくなり、適応する火災の表示マークが「イラスト」で表記されているかを確認し、早めの交換をお願いします。

消防法令に基づいて設置されている

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



また変形や損傷、サビがあるような老朽化した消火器は使用せず、消火器メーカーまたは消火器販売店などの専門業者にご相談ください。
※廃消火器の回収窓口については、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページ (<http://www.ferpc.jp/>) に掲載されています。
※一般家庭などに自主的に設置されている消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。